

# 沖縄県立芸術大学教職課程委員会規程

令和3年4月22日

沖芸大規程第95号

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に、教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、本学の教職課程に関する次に掲げる事項について審議し、その運営に当たる。

- (1) 教職課程のカリキュラムに関すること。
- (2) 教育実習に関すること。
- (3) 介護等体験に関すること。
- (4) 教職課程年報の編集に関すること。
- (5) 課程認定申請及び届出等に関すること。
- (6) その他教職課程に関する必要事項

(構成)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学教務委員会委員長
- (2) 教職課程専任教員
- (3) 各学部の教務学生委員長
- (4) 造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の運営委員長
- (5) 教務学生課長

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、大学教務委員会委員長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(副委員長)

**第5条** 委員会に副委員長を置き、委員長が教職課程専任教員の中から指名する。

- 2 副委員長は、委員長の業務を補佐する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、意見を聴くことができる。

(教育実習等専門部会)

**第8条** 委員会に、教育実習等専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、教育実習及び介護等体験の実施に関する事項を審議する
- 3 専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。
  - (1) 教職課程専任教員
  - (2) 各専攻から選出された専任教員
- 4 前項第2号の部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会の長は、副委員長がこれに当たる。
- 6 第6条及び第7条の規定は、専門部会に準用する。

(庶務)

**第9条** 委員会及び専門部会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

**附 則** (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。